## 消防局情報化推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 局情報化推進委員会設置要綱(平成19年3月30日川総シ企第1351号)第1条の規 定に基づき、消防局情報化推進委員会(以下「情報化推進委員会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 情報化推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、消防局総務部長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 消防局総務部企画担当課長
- (2)消防局総務部庶務課長
- (3) 消防局警防部警防課長
- (4) 消防局警防部指令課長
- (5) 消防局予防部予防課長

(会議等)

- 第3条 情報化推進委員会は、必要に応じて委員長が召集し、その議長となる。
- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 3 情報化推進委員会は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者又は関係職員の出席 を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(所掌事務)

- 第4条 情報化推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 局内の情報化施策の推進に関すること。
  - (2) その他委員長が必要と認める事項

(検討部会)

- 第5条 局内の情報化施策に係る課題に関する専門的な調査検討を行うため、必要に応じて情報化 推進委員会に、検討部会を置くことができる。
- 2 検討部会は、委員長が指名する職員をもって組織する。

(庶務)

第6条 情報化推進委員会及び検討部会の庶務は、消防局総務部企画担当において処理する。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則(平成19年5月17日付け19川消庶第493号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年9月25日付け21川消総企第270号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年1月29日付け2川消総企第1113号)

この要綱は、公布の日から施行する。